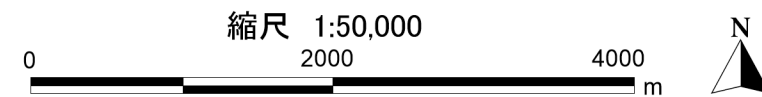


留意事項

【津波災害警戒区域】

○ 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号(以下、「法」という。))第53条第1項に基づく区域です。
 この津波災害警戒区域は、津波浸水想定(法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

	津波災害警戒区域
	市町村界
	町丁目界



【索引図】



市町名	室戸市
図面名(図面番号)	位置図(3/3)